

法務省民二第130号  
平成30年3月13日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

外国人技能実習機構が登録免許税法第4条第2項の規定に基づき所有権保存登記等に係る登録免許税法の非課税措置を受けるための証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり当省入国管理局長及び厚生労働省人材開発統括官から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

法務省管在第1556号  
開 発 0 3 0 5 第 1 号  
平 成 3 0 年 3 月 5 日

法務省民事局長 殿

法務省入国管理局長  
(公印省略)  
厚生労働省人材開発統括官  
(公印省略)

外国人技能実習機構が登録免許税法第4条第2項の規定に基づき所有権保存登記等に係る登録免許税法の非課税措置を受けるための証明書の様式について(照会)

上記について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)附則第18条の施行に伴い、登録免許税法第4条第2項の規定に基づく登録免許税法施行規則第1条の2の登録免許税の非課税措置を受けるための技能実習法第103条第1項に規定する主務大臣の証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

## 別添様式1 (建物の場合)

法務省管在 第 号  
開 発 第 号  
平 成 年 月 日

外国人技能実習機構

理事長 ○○ ○○ 殿

法務省入国管理局長 ○○ ○○

厚生労働省人材開発統括官 ○○ ○○

## 証明書

下記の登記は、登録免許税法別表第3の1の項の第3欄に該当する登記である旨証明する。

## 記

1. 登記の目的 建物の所有権○○登記
2. 権 利 者 ○○区○○ ○丁目○番○号  
外国人技能実習機構
3. 建物の表示 所 在 ○○市○○町○○番地  
家屋番号 ○○番  
種 類 ○○  
構 造 ○○○○○  
床 面 積 ○○○m<sup>2</sup> ○○

- 注 1. 「1. 登記の目的」については、「所有権保存」又は「所有権移転」と記載する。
2. 「3. 建物の表示」については、登記簿の記載と同一であることを要する。

## 別添様式 2 (土地の場合)

法務省管在 第 号  
開 発 第 号  
平成 年 月 日

外国人技能実習機構

理事長 ○○ ○○ 殿

法務省入国管理局長 ○○ ○○

厚生労働省人材開発統括官 ○○ ○○

## 証明書

下記の登記は、登録免許税法別表第3の1の項の第3欄に該当する登記である旨証明する。

## 記

1. 登記の目的 土地の○○○○○登記
2. 権 利 者 ○○区○○ ○丁目○番○号  
外国人技能実習機構
3. 土地の表示 所 在 ○○市○○町  
地 番 ○○○番  
地 目 ○○○  
地 積 ○○○○m<sup>2</sup>

- 注 1. 「1. 登記の目的」については、「所有権移転」、「地上権設定」等の振り合  
いで記載する。
2. 「3. 土地の表示」については、登記簿の記載と同一であることを要する。

法務省民二第129号

平成30年3月13日

法務省入国管理局長 殿

厚生労働省人材開発統括官 殿

法務省民事局長

(公印省略)

外国人技能実習機構が登録免許税法第4条第2項の規定に基づき所有権保存登記等に係る登録免許税法の非課税措置を受けるための証明書の様式について(回答)

本月5日付け法務省管在第1556号及び開発0305第1号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。